

## 京都大学医学部附属病院における医療安全に関する基本方針

京大病院は、患者中心の開かれた病院として安全で質の高い医療の提供と、新しい医療の開発と実践を基本理念としており、ハイリスクな先端医療や最新の看護技術などを、いかに安全に患者に提供するかが求められている。しかし、医療は潜在的に不確実な要素とリスクを多分に含んでおり、医療行為を行う以上、有害事象の発生は不可避であることも事実である。したがって当院では、有害事象の発生頻度を減少させる努力を行うと同時に、まずはこれらのリスクに向かい合い、有害事象が発生した場合の医学的な対応力を向上させる努力を行う。医療事故発生時には当院の技術を集結して治療に当たり、部門横断的に状況の改善に最善を尽くす。患者には遅滞なく事実を伝え、責任を持って治療・原因究明・再発防止に取り組むことを説明する。

有害事象の発生が不可避である以上、それぞれの診療行為の過程において、どのように事故予防のための努力が払われているかも重要な指標となる。近年の学際的研究により、医療事故の発生には医学的事由や医療者個人の技量のみならず、様々な背景因子が複合的に関与することが明らかになっており、その予防のためには事故原因の分析と医療行程の標準化が有用と考えられるようになった。当院では病院全体でこれらの課題に取り組み、第三者による客観的評価を受けながら、医療事故の温床となるような危険な医療行為や医療環境を抽出し、予防のための方策や教育・指導を継続していく。

- 1) 病院長は、患者の安全確保に対して責任を有している。組織的な事故防止対策の推進を図り、患者安全に関する問題点の調査・検討、および防止策を決定するため、医療安全管理部を設置し、病院の専任の教授を医療安全管理部長とする。また、安全管理に関する施策の最高決定機関として、医療安全管理責任者を委員長とし、各診療科長・部門長などから構成される医療安全管理委員会を設置する。
- 2) 実質的な医療安全のための方策を実施するため、医療安全管理部に医療安全管理室を設置する。医療安全管理室には、専従の医療安全管理室長（医師）、専従の室員（ジェネラルリスクマネージャー：看護師、薬剤師）、兼任の室員（医師、看護師、事務職員）を配置する。
- 3) 医療安全管理室長、室員はインシデントレポートに代表されるサーベイランス活動などを通じ、各診療科（部）、病棟、中央診療センターなどの医療現場での医療事故防止と院内教育、事故発生時の初動対応・調査・分析などについて中心的な役割を担う。
- 4) 医療安全管理部長は、院内の全ての部門にリスクマネージャーを配置し、定期的にはリスクマネージャー会議を組織する。事故防止のための重要な決定事項はリスクマネージャー会議を通じて通知される。医療安全管理室長は各部門リスクマネージャーと連携しながら、患者安全の確保に努める。